

委員会提出議案第1号

発 議 書

次の条例案を提出する。

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

令和5年2月21日

提 出 者

議会運営委員長

片 岡 慶 行

呉市議会議長 北 川 一 清 様

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例

呉市議会委員会条例（昭和31年呉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（常任委員会の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）	（常任委員会の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）
第2条 略	第2条 略
2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。	2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。
（1） 略	（1） 略
（2） 民生委員会 8人 市民部，福祉保健部及び環境部の所管に属する事項	（2） 民生委員会 8人 市民部，福祉保健部， <u>こども部</u> 及び環境部の所管に属する事項
（3）・（4） 略	（3）・（4） 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の呉市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき，改正前の条例第2条第2項第2号に規定する民生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長，副委員長又は委員に選任され，又は互選されている者は，改正後の呉市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき，改正後の条例第2条第2項第2号に規定する民生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長，副委員長又は委員に選任され，又は互選されたものとみなし，その任期は，改正前の条例の規定に基づき旧委員会の委員長，副委員長又は委員にそれぞれ選任され，又は互選されている者の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき旧委員会に付議されている事件は，改正後の条例の規定に基づき新委員会に付議されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき旧委員会の所管事務に係る閉会中の継続調査に付されている事項は，改正後の条例の規定に基づき新委員会の閉会中の継続調査に付された事項とみなす。

（提案理由）

こども部の設置に伴い，関係規定の整備をするため，この条例案を提出する。